

高森町サテライトオフィス等開設費用補助金の概要

■ 補助対象者及び要件

① 新たにサテライトオフィス等を開設しようとする企業等【借りる側】

- ・すでに高森町及び飯田下伊那郡の地域内で同一の事業を行うものでないこと
- ・町内の空き物件を購入又は賃貸借等する者であること
- ・開設するサテライトオフィス等において1名以上就労すること
- ・3年以上継続しての使用を誓約できること
- ・町税の滞納がないこと
- ・サテライトオフィス等の設置が、都市計画法、建築基準法その他の関係法令に違反しないこと
- ・会社更生法第17条の規定による更正手続き開始申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと

② 企業等へサテライトオフィス等を提供する物件の所有者【貸す側】

- ・サテライトオフィス等を提供することを目的として整備を行う空き物件の所有者であること
- ・3年以上サテライトオフィスとしての維持管理を誓約できること
- ・町税の滞納がないこと
- ・国又は地方公共団体が出資した者でないこと

■ 補助金額

対象経費の1/2 補助 1 空き物件につき、最大 200 万円

【内訳】

対象費用	対象者	補助額
オフィス改修工事費	①または②	最大 100 万円
通信機能等の整備費（建物改修を伴うもの）		
通信機能等の整備費 （建物改修を伴わないもの）	①	最大 100 万円
オフィスの賃借料 （最大 3 か月分・1 か月の上限 10 万円）		
事務機器購入・リース料（最大 3 か月） （上限 30 万円）		
引っ越し費用 （引越し業者・運送業者へ支払う費用）		